

## 令和元年度第1回 江南市個人情報保護審議会 議事録

- 日 時 令和元年5月23日（木）午後1時30分～午後2時30分
- 場 所 江南市防災センター2階 防災セミナー室（南）
- 委 員 出席委員5名（浅野總一郎、大島康司、倉知正憲、朱宮光輝、矢野和雄）
- 傍聴者数 0人

- 資料1 プレミアム付商品券事業に伴う個人情報の目的外利用等について

- ・ 諮問する理由
- ・ 利用する情報一覧
- ・ 事業の目的及び概要
- ・ 事業スケジュール
- ・ 参考資料
- ・ 実施要綱案

- 資料2 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に伴う個人情報の目的外利用について

- ・ 諮問する理由
- ・ 対象となる情報一覧
- ・ 参考資料
- ・ 実施要綱案

■会長あいさつ・総務部長あいさつ

●議題1 プレミアム付商品券事業に伴う個人情報の目的外利用等について

商工観光課長 (資料に基づき説明)

委 員 今回審議すべき情報はどれか。

商工観光課長 資料2 ページの利用する情報一覧のうち、該当とされている箇所である。

委 員 身体障害者福祉法の情報は、収集にも提供にも該当しているが、どうい  
うことか。

商工観光課長 市から県に情報提供も行うものである。

委 員 住民基本台帳情報は、審議するものではないのか。

商工観光課長 審議の必要はない。住民基本台帳法が本来予定している利用目的に従っ  
た利用であるため、条例が規定する審議会の審議事項とはならない。

委 員 この商品券は、どのくらい使われるのか。

商工観光課長 今の段階では、対象者が推計 18,000 人である。

委 員 この個人情報の収集や目的外利用は、リストアップで使用するのか、チ  
ェックで使用するのか。

商工観光課長 どちらにも使用する。

委 員 情報提供というのは、内部では行わないのか。

商工観光課長 内部ではなく、県への提供である。

委 員 収集した情報を使用するというのは、目的外利用にも該当するのではな  
いか。

委 員 ある特定の目的により収集した情報を、当該目的のみに使用するのでは  
あれば、目的外利用には該当しない。

委 員 県への情報提供の際は、各自治体同じように行うのか。

商工観光課

担 当 者 県から、リストを作成して県へ提出するという事務連絡がきている。リ  
ストのみ県に送付するものである。

委 員 個人情報が載っているデータのやり取りをするのか。

商工観光課

担 当 者 そうなる。

委 員 条例第7条では、個人情報は本人から取得するのが原則であるが、今回  
は第三者から取得することになるため諮問されたものと思われる。県か  
ら取得しないとすると、広報等で周知し、本人からの申請を待つことと  
なるが、それでは、商品券の申請対象者が漏れる恐れがある。他方で第  
三者(県)から取得することにより本人に大きな不利益が生じることも認

められないことを考えると、今回の情報の収集は、相当な理由があると考えられる。

委員 目的外利用及び提供については、市町村間はないのか。

商工観光課

担当者 市町村間での情報提供はない。県を仲介するものである。愛知県内の全ての自治体が、同じように情報提供や県からの情報の収集をする。

委員 県がそれぞれの自治体からの情報提供を集約して、それぞれの自治体に必要な情報を提供するという。もしも、一つの市が提供しないということになると、県内の全ての自治体に影響を及ぼすことになる。

会長 審議会として、個人情報の収集、目的外利用及び提供について認めるものとする。

●議題2 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に伴う個人情報の目的外利用について

こども政策課長 (資料に基づき説明)

委員 個人情報の項目は、住所と氏名のみか。

こども政策課長 住所と氏名のみを使用するものである。

委員 児童扶養手当現況届に同封するということであるが、もう送付物はできているのか。

こども政策課長 毎年7月に送付しているもので、現在準備中である。

委員 児童扶養手当現況届を送付するのは、毎年のことなのか。

こども政策課長 そのとおりである。

委員 児童扶養手当は、国の制度ではあるが、市で情報を持っているのか。

こども政策課長 市のシステムのなかに、情報が入っている。

委員 この制度は、2020年度税制改正大綱において行うことが決定されたとされているが、どういうことか。

総務部長 未婚の親は、現在税制の控除を受けられないが、いずれ受けられるようになる繋ぎとして、今回の給付金が行われると考えられる。

委員 この制度は、毎年行われるのか。

こども政策課長 今のところは、今年度のみとなっている。

総務部長 税制の改正によって、今後変わる可能性もあるものである。

会長 審議会として、個人情報の目的外利用について認めるものとする。

1 江個審答申第1号

令和元年6月3日

江南市長 澤田 和延 様

江南市個人情報保護審議会

会長 浅野 總一郎

プレミアム付商品券事業に伴う個人情報の目的外利用等について（答申）

令和元年5月16日付け1江商第95号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 諮問内容

プレミアム付商品券事業に伴う個人情報の収集並びに個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供について

### 2 審議結果

本諮問について、相当な理由及び公益上の必要があることから、江南市個人情報保護条例第7条第2項に規定する収集の制限及び同条例第8条第2項に規定する利用及び提供の制限の原則の例外事項として、認めるものとする。

1 江個審答申第 2 号

令和元年 6 月 3 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市個人情報保護審議会

会長 浅野 総一郎

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に伴う個人情報の目的外利用について（答申）

令和元年 5 月 10 日付け 1 江こ第 73 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 諮問内容

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に伴う個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報の利用について

### 2 審議結果

本諮問について、相当な理由及び公益上の必要があることから、江南市個人情報保護条例第 8 条第 2 項に規定する利用及び提供の制限の原則の例外事項として、認めるものとする。